

島根県新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の概要（事業内容・今後の申請手続き等について）

1. はじめに

今回お知らせする「島根県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」では補助対象となる事業所が限られています。また、R4年度にも同様の事業を実施していますが、R5年度から内容が変更となっている部分があります。

そのため、実施要綱案及びこの資料1、Q&Aの内容をよくご理解いただき、当該施設・事業所等が補助対象に該当することを確認した上で、申請見込額について算定し、回答票に記載頂きますようお願いいたします。

2. 補助対象事業所・施設等

＜事業所・施設等の定義＞

用語		サービス種別
障がい福祉サービス等事業所	通所系サービス事業所	生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
	短期入所サービス事業所	短期入所
	訪問系サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、就労定着支援、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
障害者支援施設等		障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
相談支援事業所		計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(1) 障がい福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所
※職員に感染者と接触があったもの（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む。
- ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所
- ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）
※一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。
- ④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活してい

る利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所（※）

※通常携帯でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染未然に防ぐために代替措置をとった場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）

（※）「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づきサービス提供している場合を指す

【参考】 2月20日厚労省事務連絡の概要

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、

- ・休業の要請を受けて休業している場合
- ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能。

(2) 障がい福祉サービス施設・事業所との協力支援事業

次の施設・事業所の利用者の受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の施設・事業所

- ・(1)の①又は②に該当する施設・事業所
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障がい福祉サービス等事業所

※自主的に休業とは各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

3. 補助対象経費

- ・新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費
- ・感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点

から、当該施設・事業所からの利用者の受け入れや当該施設・事業所への
応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。
※対象経費の例及び基準単価（補助上限額）は実施要綱案別添1を参照

4. 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

※申請の最終受付は令和6年2月29日（木）ですのでご注意ください

5. 申請の手続き

県障がい福祉課のホームページから申請書等の様式をダウンロードして、
必要事項を入力し、下記のとおり県障がい福祉課へ提出してください。

【県ホームページ】

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/coronaservice5.html>

トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け>5 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

<交付申請時に提出するもの>

交付申請書(押印したもの)以外は、すべて電子メールで提出してください。

交付申請書

※電子メールで提出の上、押印したものを郵送で提出してください

別紙1（事業総括表）

別紙2（事業所・施設別申請額一覧）

別紙3（事業所・施設別個表）

口座振替申出書

交付申請書提出後の手続きの流れの詳細については、**資料2**を参照してください。

6. 提出期限

月末までに申請書を提出いただいた事業所・施設等へ、翌月末を目処に補助金をお支払いします。

【第1回提出期限】令和6年1月31日（水）必着

【最終の提出期限】令和6年2月29日（木）必着

7. 提出先

島根県健康福祉部障がい福祉課指導給付係

① メール提出先：syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp

② 郵送先住所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

8. **問い合わせ先**

問い合わせが集中するため、別添**問い合わせ票**により、原則FAX又はメールでお問い合わせください。

FAX：0852-22-6687

① メールアドレス：syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp

Q&A

Q 1 1つの事業所で、複数回に分けて申請できるか。

A 1 原則、1事業所・施設等につき1回の申請としてください。ただし、以下の例のような場合は、県障がい福祉課までご相談ください。

(例) 生活介護事業所で、当初、休業中に利用者の居宅等においてサービスを提供した際の経費として10万円で交付申請し交付決定を受けたが、年度途中で職員に感染者が発生し、対象経費が追加で発生したため、基準単価(631千円)いっぱいまで申請したい場合 など

⇒ 変更交付申請書(様式第2号)を提出していただければ、追加で交付することが可能ですので、県障がい福祉課へご連絡ください。

Q 2 県や市町村に休業等に係る報告や届出書の提出をしていないが、新型コロナウイルス感染症対策のため一定期間休業しており、その間、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行っていた。その際のかかり増し経費について申請できるか。

A 2 補助対象となる事業所・施設等に該当する場合は、申請を受け付けます。ただし、(1)④は「できる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」に限り対象となります。

Q 3 一部の利用者のみ居宅等での支援を行った場合や、分散通所とした場合などに発生したかかり増し経費は対象となるか。

A 3 (1)④に該当し、対象となります。ただし、(1)④は「できる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」に限り対象となります。

Q 4 「多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障がい福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。」とあるが、多機能型事業所ではないが同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、基準単価の考え方如何。(例：居宅介護と重度訪問介護など)

A 5 多機能型事業所以外で、複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。